

### 佐賀県規則第9号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
略			略		
宿町 県営住宅	略		宿町 県営住宅	略	
京町 県営住宅	<u>〃</u>		京町 県営住宅	<u>〃</u>	
加藤田 県営住宅	略		加藤田 県営住宅	略	
略			略		
別表第3（第21条、第25条関係）			別表第3（第21条、第25条関係）		
名称	位置	1区画当たり使用料月額	名称	位置	1区画当たり使用料月額
略			略		
鍋島 県営住宅駐車場	略	<u>1,100円</u>	鍋島 県営住宅駐車場	略	<u>1,200円</u>
兵庫 県営住宅駐車場	略	<u>1,800円</u>	兵庫 県営住宅駐車場	略	<u>1,900円</u>
略			略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。